

いる（図1－2－57）。

イ 今後、高齢期に備えてリフォームを考えている人は3割弱

内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」（平成18年）によると、過去5年のリフォームの経験についてみると、「改造（リフォーム）はしていない」が60.3%となっている。リフォームの内容をみると、「塗装、防水などの外壁の補修」が14.5%と最も高く、次いで、「瓦のふきかえなどの屋根の修復」が10.8%、「浴槽を入りやすいものに取替え」が

7.8%、「手すりの設置」及び「台所のコンロを安全で使いやすいものに取替え」がそれぞれ7.4%となっている。

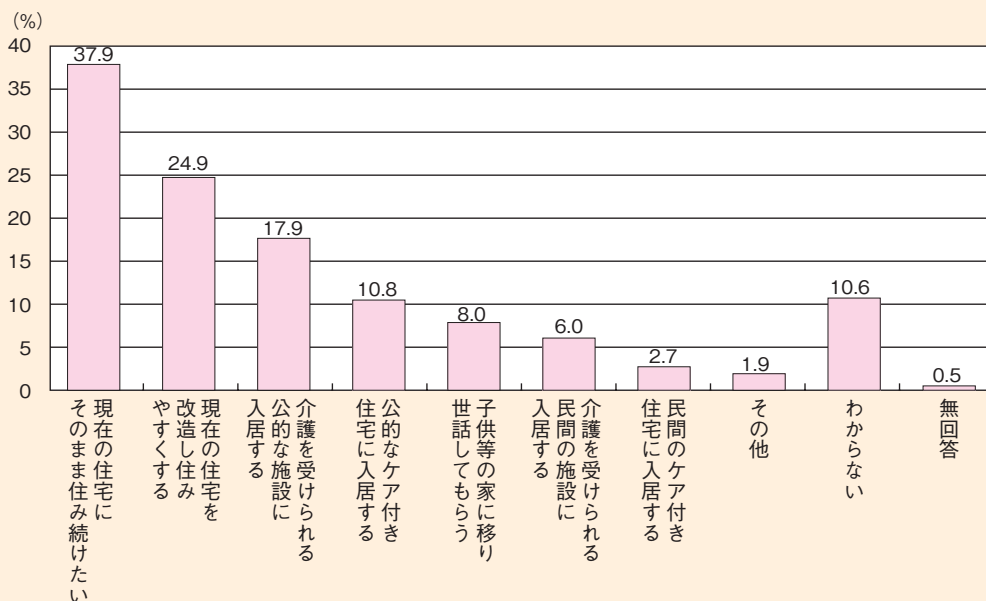
また、今後的高齢期に備え、「リフォームを考えている」は27.2%、「新たに住宅の取得を考えている」は10.2%であった（図1－2－58）。

（2）高齢者の安全・安心

ア 交通事故は増加傾向

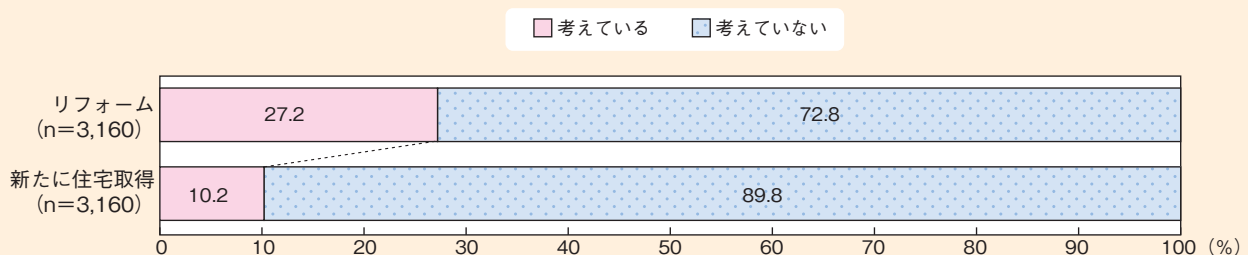
65歳以上の高齢者の交通事故死者数をみると、平成20（2008）年は2,499人で14（2002）年より減少しつつあるが、交通事故死者数全体

図1－2－57 虚弱化したときに望む居住形態（複数回答）



資料：内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」（平成18年）
（注）調査対象は、60歳以上の男女

図1－2－58 今後的高齢期に備えてのリフォーム等について



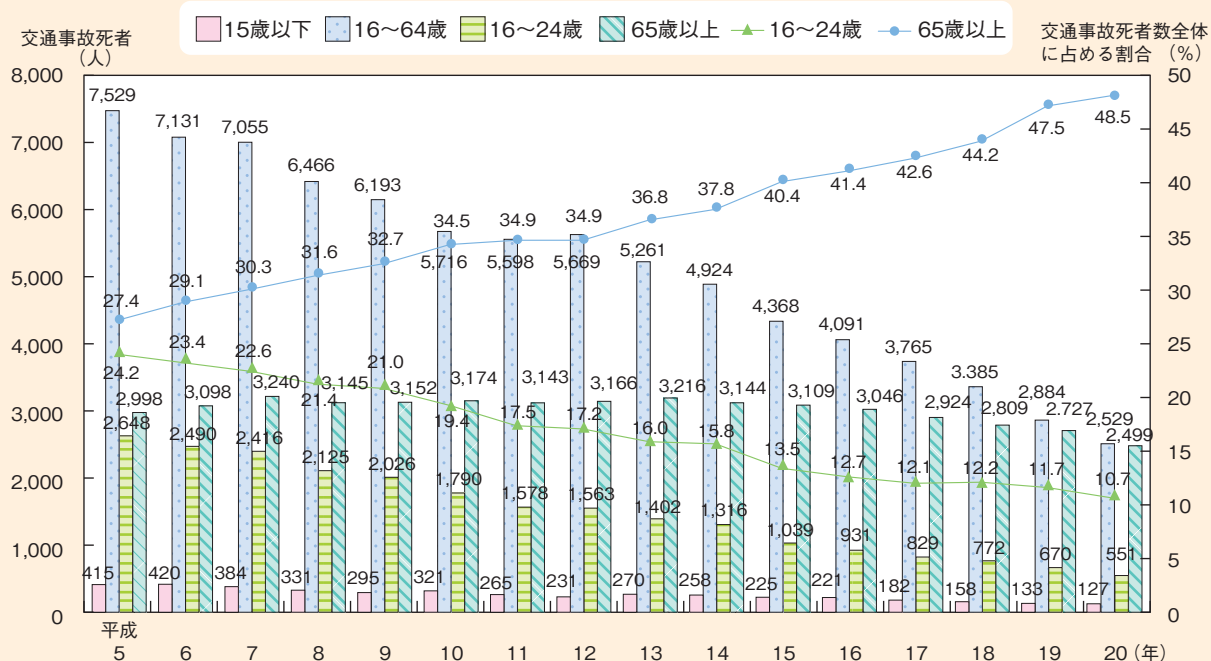
資料：内閣府「中高年者の高齢期への備えに関する調査」（平成19年）
（注）調査対象は55歳～64歳の男女。

に占める割合は年々増加しつつあり、20(2008)年は48.5%と統計が残る昭和42(1967)年以降で最高となっている(図1-2-59)。

一方で、高齢運転者による交通事故件数についてみると、運転免許保有者の増加や高齢者が運転する機会が増加していることを背景として年々増え続けている。65歳以上の高齢運転者

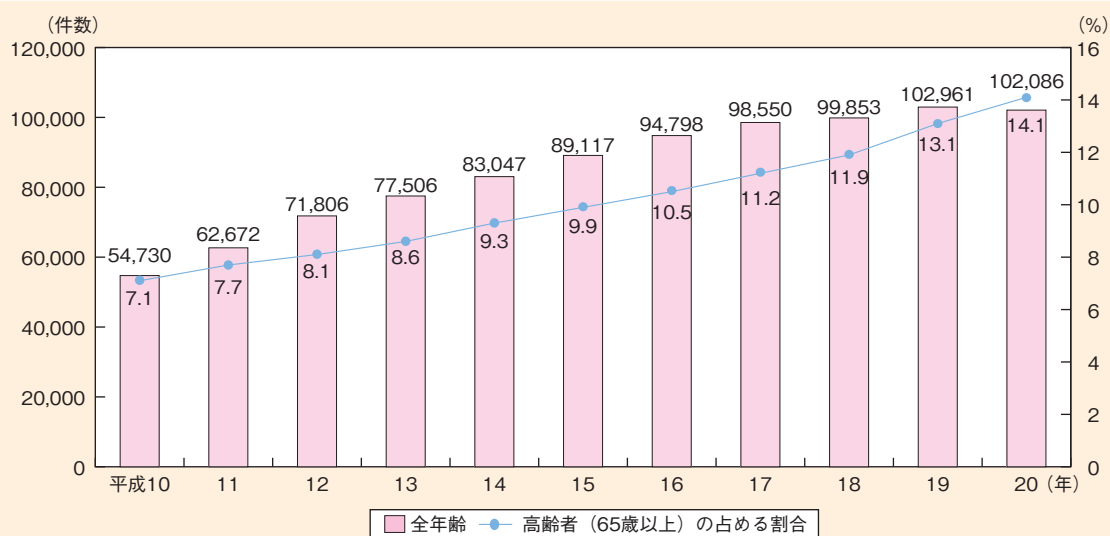
(原付以上)による交通事故件数は、近年増加傾向であったが、平成20(2008)年は102,961件と、19(2005)年に比べ0.8%減少したが、高齢者の占める割合は10年前の10(1998)年と比較すると約2倍となっており、高い伸びを示している(図1-2-60)。

図1-2-59 年齢層別交通事故死者数の推移



資料：警察庁「交通事故統計」

図1-2-60 高齢者による交通事故件数の推移(各年12月末)



資料：警察庁「交通事故統計」

(注1) 原付以上運転者(第一当事者)としての交通事故件数

(注2) 第一当事者とは、事故の当事者のうち、過失の最も重い者又は過失が同程度である場合にあっては人身の損傷程度が最も軽い者をいう。

イ オレオレ詐欺・恐喝の被害者の約7割が高齢者

犯罪による65歳以上の高齢者の被害の状況について、刑法犯被害認知件数でみると、平成9(1997)年は11万7,740件であったが、19(2007)年には15万6,271件に増加している。実数としては、近年減少傾向にあるが、全被害認知件数の9.9%を占めており、緩やかな増加傾向にある。

なお、振り込め詐欺・恐喝事件のうち、いわゆるオレオレ詐欺・恐喝事件の平成20(2008)年の認知件数は7,615件である。そのうち年齢が判明している被害者7,215人を分析したところ、65歳以上の割合は65.3%となっている。

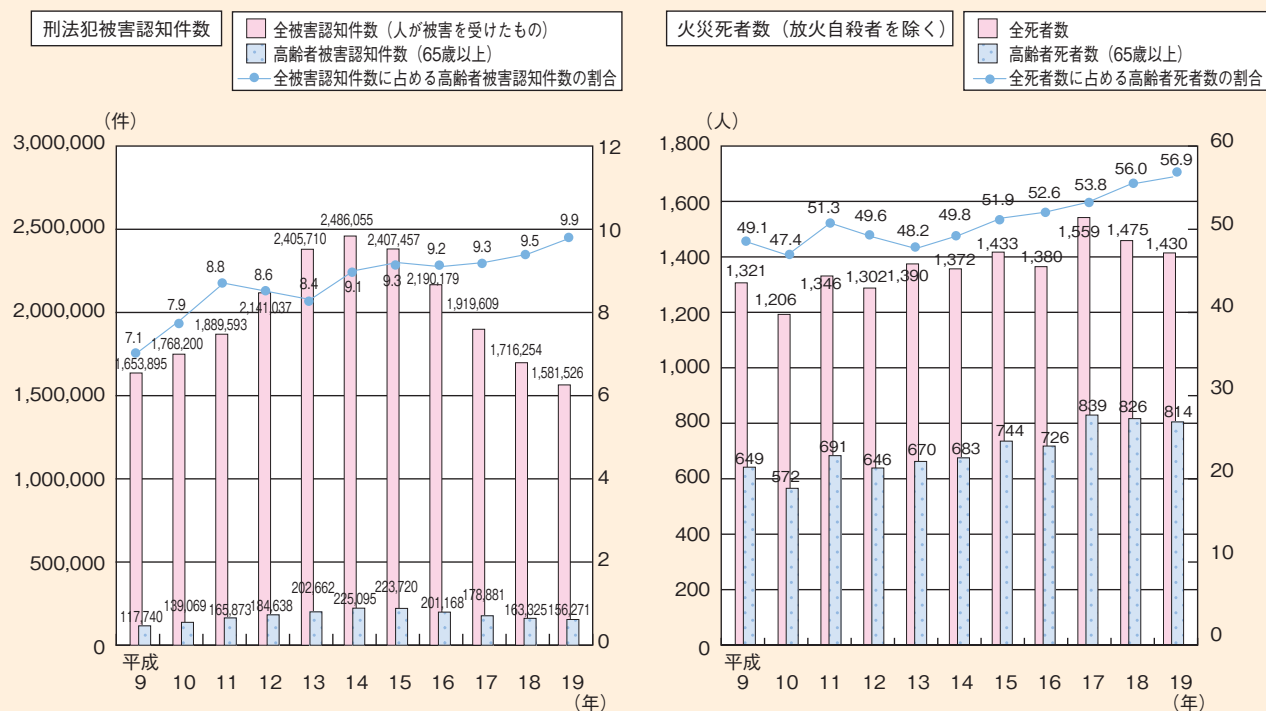
また、還付金等詐欺事件の平成20(2008)年の認知件数は4,539件である。そのうち年齢が判明している被害者4,391人を分析したところ、65歳以上の割合は56.3%となっている。

65歳以上の高齢者の火災による死者数(放火自殺者を除く。)についてみると、平成19(2007)年は814人であり、全死者数の56.9%を占め、13(2001)年以降、増加傾向にある(図1-2-61)。

ウ 消費トラブルの被害が依然として10万件を超えている

全国の消費生活センターに寄せられた契約当事者が70歳以上の相談件数は、平成12(2000)年度は43,336件であったのが年々増加し、近年では減少傾向にあるものの、依然として10万件を超えている(図1-2-62)。また、寄せられた相談について販売方法・手口をみると、20年度においては、家庭訪販が17.2%、次いで電話勧誘が9.2%となっている。これは、高齢者が自宅にすることが多いことが背景にあると考えられる。

図1-2-61 犯罪、火災による高齢者の被害の推移



資料：警察庁「平成19年の犯罪」

資料：消防庁「消防白書」

(注) () 内の数字は、全火災死者数(放火自殺者を除く)に占める割合 (%)

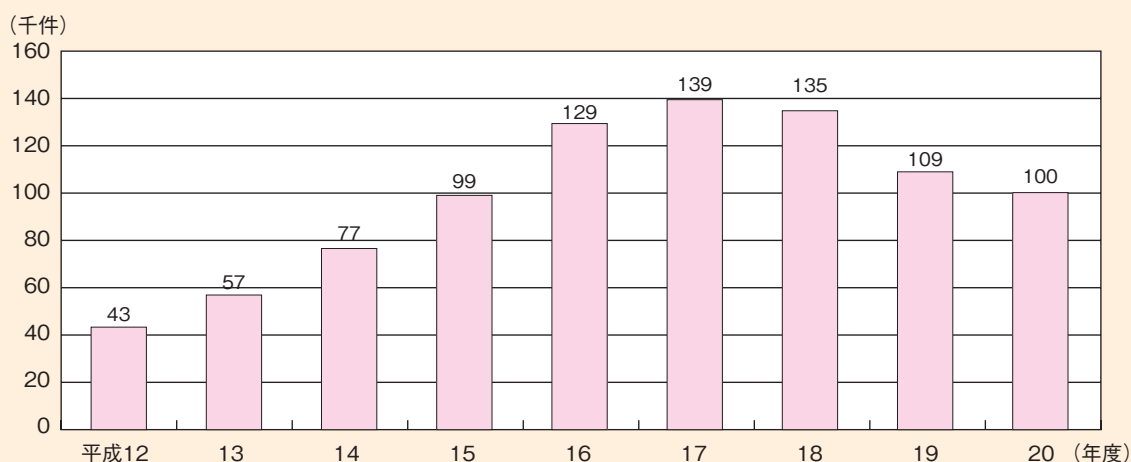
エ 虐待を受けている高齢者の7割が要介護認定

平成19年度に1,816市町村（特別区を含む）で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、19,971件と18年度（18,390件）よりも1,581件（8.6%）増加した。性別で見ると女性が全体の約8割を占めており、年齢階級別では「80～84歳」が23.6%と最も多い。また、虐待を受けているもののうち、約7割が

要介護認定を受けており、そのうち、「要介護3」が21.2%と最も多く、次いで、「要介護2」が18.8%、「要介護1」が18.0%の順であった。

なお、虐待の加害者は、「息子」が40.6%と最も多く、次いで、「夫」15.8%、「娘」15.0%となっている（図1-2-63）。

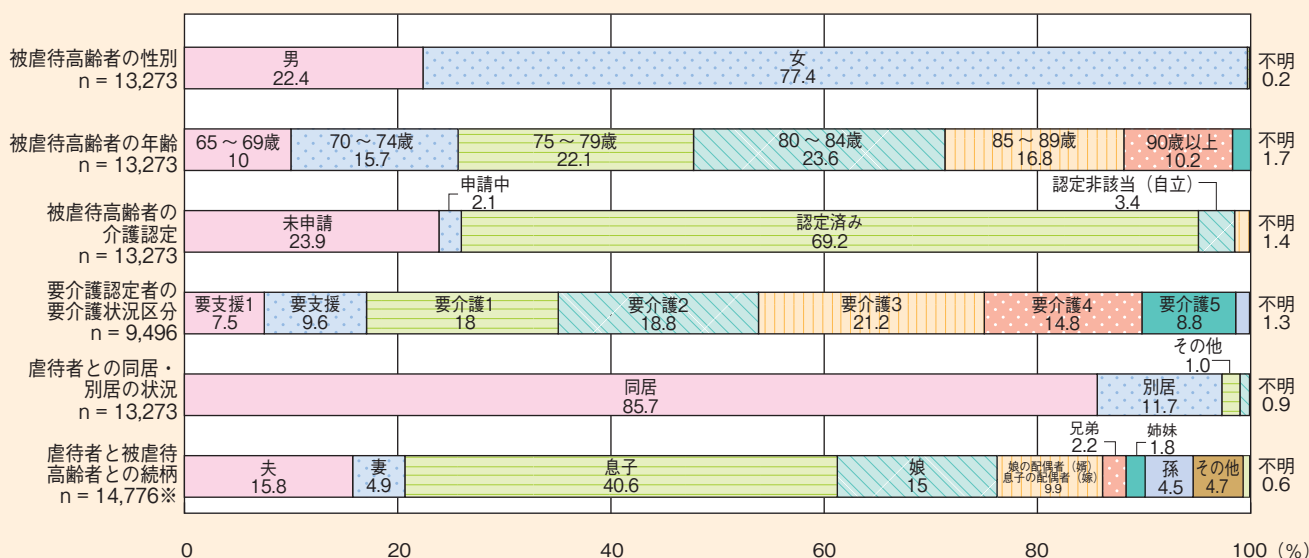
図1-2-62 契約当事者が70歳以上の消費相談件数



資料：国民生活センター資料

(注) 件数は、平成21年4月時点で国民生活センターに報告のあった相談件数

図1-2-63 虐待を受けている高齢者の属性



資料：厚生労働省「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（平成19年度）

※1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数（13,273）に対し、虐待人数は14,776人であった。

犯罪者の高齢化問題

高齢者の犯罪の増加が著しい。昭和63（1988）年には、高齢者（65歳以上）の一般刑法犯検挙人員は9,888人であったが、平成19（2007）年には48,597人に大幅に増加した。その伸びは、高齢者人口の増加の勢いをはるかに上回っている。

高齢犯罪者の特性としては、親族等から疎遠となり、単身で経済的にも不安定な状態の者が多いこと、高齢期特有の心身上の問題点や疾病等を抱えている場合が多く、性格・行動特性からも生活指導上の困難性を有していること、さらには、再犯を繰り返している者が多くいることなどが挙げられる。

犯罪の内容をみると、平成19年の高齢者の一般刑法犯では、窃盗（万引きなど）が65.0%と最も高く、次いで、横領22.0%、暴行3.7%、傷害2.3%であった。窃盗、傷害・暴行の増加が高齢者犯罪の増加につながっている。

高齢犯罪者の犯歴を見ると初犯者が約7割を占める。残り3割の再犯者については、その69.7%が2年以内の再犯であり、再犯期間が短いことも特徴である。

法務総合研究所が行った特別調査によれば、高齢犯罪者の犯行の背景には、①経済的不安、②健康不安、③問題の抱え込み（誰を頼ればよいかわからない）、④頑固・偏狭な態度、⑤疎外感・被差別感、⑥自尊心・プライド、⑦開き直り・甘え、⑧あきらめ・ホームレス志向、といった要因があると推測される。

高齢犯罪者を多く抱える社会における根本的な対策としては、何よりもまず彼らの生活の安定を確立した上で、社会の中で孤立させることなく安らぎと生きがいのある生活を提供することが極めて重要である。そのためには、刑事司法だけでなし得ることのみならず、福祉制度の拡充、住まいの場や日中活動の場の拡充、稼働能力のある高齢者に対する就労支援策の検討、地域社会の協力体制の確立などの取組と、刑事司法機関における取組とを密に連携させながら、社会全体で一体となって対策を講じていくことが求められる。

（参考：「平成20年版犯罪白書」（法務省））